

## ●市道認定がされていない国払い下げ道路の管理について

### Q.

自宅前の道路についての問い合わせで返答頂いた内容に納得いかずにご連絡しました。状況としては、家の前が砂利道となっています。長年、大型トラックや農作業のトラックが行き来する道路となっているので道路の水溜ができるなどの歪みが生じています。舗装していただくとありがたいです。とお伝えして現地調査をしてご連絡頂だけるということでした。結果は、農道扱いで誰も通らないからダメといわれました。でも、ここで疑問がおきました。現在、家を建て直ししています。その道路に上下水道が通ってるので万が一道路なにかがおきましたとなったときに仕事で家を出ていたら帰れませんよね？(その道以外通って家まで帰ることはできません。市はどんな危険な目にあっても、どんな困難にあっても構わないということですか。大きなことが今のところ起きていないから大丈夫と鷹をくくられては困ります。生活道路ですから、家の前に水溜はたまるは、砂利だからポコポコの道路が通っていたらどうでしょう？迅速な対応をお願いします。

(令和2年10月受付)

### A.

お問い合わせの道路は、昭和44年2月1日に未墾地や開拓地に向かうための道路として、国から市へ払い下げられた道路であり、ほかにも同様の道路が多数あります。これらの道路は、農地に向かうための道路として利用されていることが多く、利用者が限られているものが主になっています。また、幅員が狭いことや、途中で行き止まりになっていることが多く、市道としての認定基準を満たしていない道路であります。

このことから、今回と同様に国から払い下げられた道路で利用者が限られており、市道認定されていない道路については、地先の方や受益者の方に管理をお願いしているのが現状です。担当課職員から経緯を御説明する際に、十分に現地を確認しないままにお答えしたことに対し、お詫び申し上げますとともに、まごころ対応を徹底させるべく、一層の指導を行っていきたいと考えております。

御不便をされている中、大変心苦しい限りではありますが、この度の道路については、日頃利用されている皆様や自治会などで話し合いをしていただき、管理や整備に御協力いただきますようお願い申し上げます。

(令和2年11月19日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。